

令和7年度 第2回富山県農薬管理指導士研修及び認定試験（新規認定者向け）開催要領

1 目的

農薬の取扱い、使用に関する安全性の確保を図る観点から、農薬の販売業者、防除業者の資質向上対策の一環として、農薬の取扱いについて指導的役割を果たすべき者を農薬管理指導士として認定する。

2 研修及び認定試験

- (1) 日 時 令和7年12月4日（木）13:30～16:40（受付 13:00～）
- (2) 場 所 富山県農協会館8階大ホール（富山市新総曲輪2-21、電話 076-445-2051）
※駐車場はありませんので、公共交通機関又は近隣の駐車場をご利用下さい
- (3) 主 催 富山県
- (4) 対象者 県内に居住もしくは県内の事業所に勤務する農薬の販売や使用の業務に従事する者で、実務経験年数が概ね2年以上の者。上記の者のほか、農薬に関する知識及び実務経験を有する者で、知事が適当と認める者。
- (5) 内 容

| 予定時刻 | 研修内容及び講師等 |
|-------------|--|
| 13:00～13:30 | 受付（富山県農協会館8階大ホール前） |
| 13:30～13:35 | 開会 |
| 13:35～15:50 | 研修 (1) 農薬管理指導士と農薬の安全使用について (2) 植物防疫と農薬取締法について (3) 毒物及び劇物の取扱いについて (4) 病害虫防除技術について |
| 16:00～16:40 | 認定試験 |

(5) 富山県農薬管理指導士の認定試験受験に係る留意事項

- 別紙を確認願います。

(6) 受講申し込み（次のいずれかの方法でお申し込み下さい）

- 電子申請

①右記2次元コードまたはURLからアクセスし、メールアドレスを入力。

（URL等は、県HP「富山県農薬管理指導士」にも掲載しています）

②入力したメールアドレスに届いたURLにアクセスし、氏名等を入力し送信。

③入力したメールアドレスに申し込み完了メールが届きます。



- 受講申請書（別記様式）を郵送

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/4bLJmZtv>

郵送先：〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山県農業技術課エコ農業推進係

(7) 申し込み期限

- 令和7年11月20日（木）（郵送は当日必着）

(8) 当日の持ち物

- 免許証等本人を確認できるもの、筆記用具

3 富山県農薬管理指導士の認定

(1) 認定証の交付

- 認定試験の合否については、3週間以内に郵送にて通知します。
- 合格者には認定証を同封します。

(2) 試験結果の開示請求

- 試験結果について受験者本人に限り簡易開示請求ができます。
- 開示期間は、結果通知の日付から1か月です。

令和7年度 第2回
富山県農薬管理指導士研修等に係る留意事項
(新規認定者向け)

農林水産省通知「農薬取扱業者に係る資質向上対策の強化について」に基づき、農薬管理指導士の認定試験を以下のとおり実施します。

1 農薬管理指導士認定試験の実施

- (1) 農薬管理指導士研修の修了者に対して、認定試験を実施します。
- (2) 認定要件

認定を受けることができる農薬取扱業者は、次のいずれかに該当する県内に居住もしくは県内の事業所に勤務する者とする。

- ・農薬の販売や使用の業務に従事する者で、実務経験年数が概ね2年以上の者
- ・上記の者のほか、農薬に関する知識及び実務経験を有する者で、知事が適当と認める者

2 その他

- ・試験項目は、別表の内容に基づき出題します。
- ・受験票の送付はありません。

(別表)

農薬管理指導士認定試験の試験項目等

| 試験項目 | 判定基準 |
|---------------------------|--|
| 1 農薬管理指導士の任務に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置付け、果たすべき役割、遵守すべき事項等に関する知識を有していること。 |
| 2 農薬の安全性評価及び各種基準の設定に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 農薬の安全性評価の方法に関する知識を有していること。<input type="radio"/> 農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識を有していること。<input type="radio"/> 農薬使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識を有していること。 |
| 3 農薬の安全使用、危害防止対策等に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 農薬使用者に対する安全性確保に関する知識を有していること。<input type="radio"/> 農産物の安全性確保に関する知識を有していること。<input type="radio"/> 環境に対する安全性確保に関する知識を有していること。<input type="radio"/> 農薬の保管管理に関する知識を有していること。<input type="radio"/> 農薬散布保護装備(防除衣、保護マスク、保護メガネ等)に関する知識を有していること。 |
| 4 関係法令に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等に関する知識を有していること。<input type="radio"/> 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項に関する知識を有していること。 |
| 5 植物防疫一般に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 植物防疫行政及び農薬行政に関する知識を有していること。 |
| 6 農薬一般に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等に関する知識を有していること。 |
| 7 病害虫、雑草防除等に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 農作物等を害する病害虫、雑草の種類及び防除方法並びに植物成長調整剤の使用方法等に関する知識を有していること。<input type="radio"/> 農薬散布技術、防除機等に関する知識を有していること。 |

※ 答記試験（択一式）にて行います